

「アメリカにおける金融所得に係る第三者情報申告制度」

第6期 客員研究員
学習院大学法学部准教授 長戸貴之

【要旨】

わが国の源泉徴収制度については、対象となる所得の範囲が広いことがその特徴として指摘されてきた。かかる広範な源泉徴収制度は、納税者（受給者）の申告に係る負担を軽減し、かつ効率的な徴税を担保する制度であり、源泉徴収義務者（支払者）には徴収納付の便宜があるとの事情によりその合理性が基礎づけられてきたと評価される。このような本来の納税義務者たる受給者に代えて、支払者に源泉徴収をし、納付する義務を課すという仕組みについては、課税に必要な情報の集積点となる「情報提出義務者」が「納付義務者」とされているのだと機能的に鋭く分析されてきた。その一方で、現実には源泉徴収義務者の負担が重いことが指摘されてきたのもまた事実である。そこで本稿では、情報通信技術の発達により受給者（や国）にとっての情報処理コストが低下することで、「情報提出義務」と「納付義務」との制度的な分離が可能となる状況を視野に入れて、実際にそのような制度を実施しているアメリカの金融所得に係る第三者情報申告（third-party information reporting）制度を紹介する。

アメリカでは原則として配当、利子、株式や社債の譲渡損益等の金融所得について源泉徴収制度がとられておらず、源泉徴収は一定の場合の補完的なものとどまる。これは、歴史的に金融所得への源泉徴収制度の導入および定着に失敗してきたという背景による。そこで、アメリカでは、第三者による情報申告制度の充実によって、金融所得への課税の実効性を確保していく方向性がとられた。

配当・利子については、その支払者となる金融機関や仲買人が国（課税庁）への情報申告義務および受給者に対する調書の交付義務を負う。特に、受給者への調書には、課税庁に報告された旨の説明文が付され、申告漏れの際には懈怠罰その他の制裁の対象となる可能性があることが明示される形で、納税者に適正申告を規律づけている。

また、株式や社債の譲渡損益については、近時、仲買人に、譲渡された証券の調整基準価格および譲渡損益の長期・短期の別についても情報申告をする義務を課す制度が導入された。この情報申告義務は、実務的に譲渡損益計算に必要な情報が仲買人の下に集積しており、情報処理技術の発展によってその提供も技術的に可能になったと考えられたために導入された。同制度は、仲買人の負担軽減に一定程度配慮してはいるものの、そこには限界もあるように見受けられる。

わが国では、証券税制について申告不要制度が寝付いているため、源泉徴収制度を廃止した場合に情報申告制度を整えただけでは納税者による適正な申告納税を期待することは難しいであろうが、納税者の申告にかかる負担を情報通信技術の発達等を活用して軽減す

ることが可能となり、より低コストで申告納税の理念を実現できるような環境や、総合課税に基づく累進課税の要請が再燃するような状況を想定して外国の実践を参照しておくことには一定の意義があると思われる。

(掲載誌：税研 197 号 110-114 頁 (2018))

(注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。

2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。